

補助制度の概要

★補助金交付条件

補助金の交付を受けることができるのは、次の条件を満たす場合に限りです。

〈補助対象地域〉・・・次の条件を満たすこと。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項、又は同法第25条の3第1項に基づき輪之内町が策定した事業計画に定められた予定処理区域以外である揖斐川以西の地域

〈補助対象となる合併処理浄化槽〉・・・次のいずれの条件も満たすこと。

- (1) し尿と生活雑排水(台所、洗濯及び風呂などの排水)を併せて処理する50人槽以下の合併処理浄化槽 ※ 居住の用に供する建物のみ。
- (2) 10人槽以下の浄化槽にあっては、全国浄化槽推進市町村協議会が定める「浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領」に基づき登録された浄化槽であって、社団法人全国浄化槽団体連合会の機能保証制度又は公益社団法人岐阜県浄化槽連合会の岐阜県浄化槽生涯機能保障制度の登録を受けていること
- (3) 11人槽以上20人槽以下の浄化槽にあっては、岐浄連の岐阜県浄化槽生涯機能保障制度の登録を受けていること
- (4) 合併処理浄化槽設置後の維持管理の責任が明らかになっていること。したがって、販売を目的に業者があらかじめ浄化槽を設置する建物(建売住宅等)は、補助対象から除かれます。
※すでに建築又は購入契約が結ばれ、その後浄化槽を設置する建物(注文住宅等)は補助対象になります。

ただし、上記の条件を満たしていても、次の事項のいずれかに該当する場合は、補助を受けることが出来ませんので、ご注意ください。

- ①浄化槽法に基づく設置の届出または建築基準法に基づく確認を受けずに浄化槽を設置したもの
- ②浄化槽の設置後に補助金の交付申請がされ、必要書類が整わないか又は審査基準を満たさないもの
- ③生活排水のすべてが合併処理浄化槽で処理されることになっていない(雨水が流入するものを除く)など、施工審査基準のすべてを満たさないもの
- ④住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得られないもの
- ⑤虚偽又は不正な事実があり、補助することが適当でないと認められるもの

★補助金の額

合併処理浄化槽本体等設置工事費と次の補助制度とのいずれか小さい額

	人槽区分	補助限度額
浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第1条の2に規定する基準を満たすもの	5人槽	33万2千円
	6人槽～7人槽	41万4千円
	8人槽～50人槽	54万8千円
上記の機能を有し、かつ、放流水の総窒素濃度が1リットル当たり20ミリグラム以下又は総リン濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するもの	5人槽	36万円
	6人槽～7人槽	46万2千円
	8人槽～50人槽	58万5千円

- ◎ 補助対象工事は、合併処理浄化槽本体の設置及び関連工事です
- ◎ 敷地内の配管、マス等の工事は、審査基準を満たす必要がありますが補助対象から除かれます
- ◎ 51人槽以上については、補助対象から除かれます
- ◎ 既存単独処理浄化槽の撤去に必要な工事(浄化槽の設置にあたり撤去が必要な場合に限る。)を含む場合の補助金の額は、上記表の補助限度額に12万円を加えた額を限度とする。

工事の着工時には、町職員が立ち会い、現場の状況を確認して留意事項がある場合は伝えたいと思いますので事前に日時をお知らせ下さい。

また、実績報告書が提出されたのち町職員が現場検査に行き、合併処理浄化槽設置状況及び施工審査基準の適合確認をします。施工審査基準等を満たさない場合は、工事の手直し又は追加工事等をしていただきます。

補助対象や施工審査基準等については、事前に町の担当(役場 住民環境課環境係)までお問い合わせ下さい。TEL0584-69-3127(直通)